

平成31年第1回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月19日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第9号まで、及び議案第13号
(平成31年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第10号 八雲町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第11号 八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第12号 八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第14号 八雲町設備投資促進条例
- 日程第 7 議案第15号 八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第16号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第24号 平成31年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 同意第 1 号 八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 2 号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第14 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 報告第 1 号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定について)
- 日程第18 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会中間報告
- 日程第19 発委第 1 号 八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第20 発委第 2 号 八雲町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第21 発議第 1 号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書
- 日程第22 発議第 2 号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書
- 日程第23 発議第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

- 日程第24 発議第4号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書
日程第25 発議第5号 消費税の10%への引き上げ断念を求める意見書
日程第26 発議第6号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書
日程第27 発議第7号 カジノを含む統合リゾート（IR）を誘致しないことを求める意見書
日程第28 発議第8号 教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書
日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○欠員（2名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤聡君
総務課参事	紺谷英友君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	阿部雄一君	企画振興課長	
財務課長	鈴木敏秋君	兼行財政改革推進室長	竹内友身君
兼収納対策室長		兼情報政策室長	藤澤久雄君
住民生活課長	川口拓也君	新幹線推進参事	山田耕三君
水産課長	伊藤修君	会計管理者	
建設課長	馬着修一君	兼会計課長	戸田淳君
公園緑地推進室長	川崎芳則君	兼学校給食センター長	藤牧直人君
環境水道課長	石坂浩太郎君	保健福祉課長	朝倉俊之君
学校教育課長		商工観光労政課長	田中了治君
社会教育課長		建設課参事	本庄伯幸君
兼図書館長	吉田一久君	教育長	
郷土資料館長		学校教育課参事	三坂亮司君
町史編さん室長		体育課長	
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	成田耕治君
総合病院施設課長	佐々木裕一君	総合病院庶務課長	福原光一君
総合病院医事課長	沢野治君	総合病院経営企画課長	竹内伸大君
消防長	櫻井功一君	消防本部次長	大瀬聡君
八雲消防署長	伊丸岡徹君	八雲消防署管理課長	高橋朗君
八雲消防署消防課長	今村幸一君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼熊石教育事務所長		熊石消防署長	荒谷佳弘君
産業課長	田村春夫君		
海洋深層水推進室長	桂川芳信君		
熊石国保病院事務長			

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に三澤公雄君と黒島竹満君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。ご報告いたします。
本日の会議に、予算特別委員会に付託をした平成31年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。
また、町長より議案1件、同意2件、諮問3件が追加提出されております。
この他に、役場庁舎等整備調査特別委員会中間報告書、議会運営委員会より条例改正1件、規則改正1件、閉会中の継続調査申出書、議員発議による意見書8件が提出されております。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号から議案第9号まで、及び議案第13号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号から議案第9号まで、及び議案第13号の各案を、一括議題といたします。
本件は、かねて審査を付託しておりました、予算特別委員会からの報告を受けて、議題とするものであります。報告書は、お手元に配付のとおりであります。
予算特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
○予算特別委員会委員長（斎藤 實君） 議長。
○議長（能登谷正人君） 斎藤委員長。
○予算特別委員会委員長（斎藤 實君） 予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

当委員会は、去る11日の本会議で付託を受けた後、正副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に赤井睦美委員が選出されました。

本会議で付託のありました議案第1号から議案第9号まで、及び議案第13号の10件、すなわち、平成31年度各会計予算及び関連議案の審査にあたるため、13日から町長をはじめ

め、各担当職員の出席を求めて開催いたしました。

審査は、各担当課長から説明を受けた後、質疑に入り、4日間にわたり慎重に行なわれました。

その経過につきましては、各位ご承知のとおりでありますので省略させていただきますが、長時間にわたり審査にご協力をいただきました委員各位、執行部の皆様に心より感謝を申し上げます。

審査の結果は、お手元に配付の審査結果報告書のとおり、各案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、報告書の附帯意見としましては、噴火湾のホタテガイの大量へい死への対応についてであります。

原因は未だ特定されておりませんが、その影響は稚貝にも及んでいることから、来期以降の水揚げ量の更なる減少が懸念されます。

また、このことが漁業経営の圧迫や漁家の減少を招き、当町の水産業に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

平成31年度一般会計予算案においては、漁業協同組合経営安定対策を行うこととしておりますが、この危機的状況に対しても、国、北海道及び関係機関と連携し、原因究明と漁業経営の安定化に向け、慎重かつ適切に対応することを附帯意見としております。

町理事者におかれましては、審査の過程で出された意見等を真摯に受けとめ、事務の執行にあたられますよう申し上げます。

なお、特に各委員から、町理事者に対し、申し入れすべきものと合意をみた事項についても申し添えます。

1点目として、平成31年度予算案は、一般会計、特別会計、企業会計を合計すると、286億3,758万2,000円であり、今後、補助事業として採択された場合の補正対応を想定すると、全体の予算規模が膨らむことが予想されます。

平成30年度は、ふるさと応援寄附金が好調でありましたが、制度変更による今後の動向を注視するとともに、予算執行にあたっては、引き続き経常的経費の支出を精査しながら、持続可能な財政運営に努めること。

2点目として、事業実施に関する内部決定を行う過程においては、必要に応じて地域への説明や、意見を確認するなど、慎重に事業を組み立てていくこと。

3点目として、過去において、会議での議論の経過や意見、質問、質疑に対し、答弁を行なった内容について、適正に対応していない事項が見受けられたので、今後においては、適正に対応すること。

以上を申し添え、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員会委員であることから、これを省略いたします。

委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものであります。

これより、各案を区分して討論を行います。

まず、議案第 13 号について、これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 議案第 13 号八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して反対討論を行います。

医療分の所得割率が 1.5 も引き上げられ、均等割、平等割が 1,000 円ずつ上がります。これにより、7割、5割、2割軽減の世帯も値上げになります。

昨年、受診が遅れ病状悪化で死亡に至った事例が、全国で昨年は 77 もあったということでございます。道内でも 4 件報告があります。経済的困難で無保険か資格証明書、短期保険証が原因と考えられます。

八雲町は 2017 年 6 月の時点で滞納世帯が 252、その約半数が資格証明書と短期保険証の世帯でした。今回の値上げでますます滞納世帯が増え、差押えにも繋がる世帯が増えることを考えると、この条例案には賛成できません。

以上で反対討論といたします。

○議長(能登谷正人君) 次に原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 他に討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第 13 号について、委員長報告のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。

よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 号から議案第 9 号まで、平成 31 年度各会計予算について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「議長」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番(佐藤智子君) 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 議案第2号平成31年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算に対して反対をいたします。

全国知事会が2017年7月に医療保険制度間の公平と今後の医療費の増数に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引き上げ等、様々な財政支援の方策を講じることと国に提案・要望を出しています。

全国市長会では、2018年6月に国保の安定的かつ持続的運用が出来るよう、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じることと国に対し提言しています。

しかし、国民健康保険の都道府県化に伴い、全国では平均4.9万円もの値上げが8割の自治体であるという実態であります。

日本共産党は、1兆円の公費投入をすれば、均等割、平等割をなくし、協会健保並みに保険税を引き下げられると提案しております。

年収の1割以上もの負担をしなければならない現在の国保税の制度は構造的に破綻しており、他の医療保険と比較すれば高すぎますし、不公平と言わざるを得ません。

安心して医療を受けられるように、一般会計からの借入れではなく、繰入れをすべきと思いますので、この予算案には反対といたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第2号平成31年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算について採決いたします。

この採決は、起立によります。議案第2号について、委員長報告のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をしました議案第2号を除く、議案第1号、及び議案第3号から議案第9号までの8件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。ただ今申し上げました議案第1号、及び議案第3号から議案第9号までの8件について、委員長報告のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、及び議案第3号から議案第9号については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第10号

○議長(能登谷正人君) 日程第3 議案第10号八雲町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長(三澤 聡君) 議長、総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(三澤 聡君) 議案第10号八雲町課設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この度の改正は、町長の特定政策に係る調査・研究等を行うため、また、簡素で効率的な組織の構築を図るため、組織機構の一部を変更することとし、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。

組織機構の一部変更は、一つ目として、企画振興課と情報政策室、行財政改革推進室、基地対策室を統合し、政策推進課に変更しようとするものでございます。

これは、町長の特定政策に係る調査・研究等を行う部署として、政策調整係を新設し、それに伴い、課名を企画振興課から政策推進課に変更するとともに、簡素で効率的な組織の構築を図るため、情報政策室は廃止し、情報政策係を政策推進課に移管するものでございます。さらに、行財政改革推進室、基地対策室は廃止し、その業務を企画係に移管するものでございます。

二つ目に、財務課と収納対策室を統合しようとするものでございます。

これは、簡素で効率的な組織の構築を図る観点から、収納対策室を廃止し、収納推進係を財務課に移管するとともに、係名を分かりやすくするため、課税第一係を住民税係に、課税第二係を資産税係に変更しようとするものでございます。

それでは、条例改正の内容を、ご説明申し上げます。議案書1ページでございます。

第1条の課の設置で、企画振興課の名称を、政策推進課に改め、第2条の課の事務分掌のうち、企画振興課の名称を政策推進課に改め、新たな名称となる政策推進課に、第7号として情報政策に関すること、第8号として行財政改革に関すること、を加え、財務課に、第3号として収納対策に関すること、を加えようとするものでございます。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から、施行しようとするものでございます。

なお、室の廃止、および、係名の変更は、関係する規則の廃止、あるいは、改正することと、対応することとしてございます。

また、このほかの組織機構の変更としましては、一つ目に、農林課に研修牧場の建設を進めるため、研修牧場係を新設すること。二つ目に、シビックコア地区整備事業が、平成

26 年度に完了していることから、シビックコア地区整備準備室を廃止し、業務を建設課都市計画係と政策推進課企画係に引き継ぐこと。三つ目に、地域振興課の、建設管理係と上下水道係を統合し、建設水道係に変更すること。四つ目に、住民サービス課の保健福祉係と包括支援係を統合し住民福祉係に変更すること。五つ目に、産業課内の海洋深層水推進室は廃止し、海洋深層水推進係を産業課に新設し、業務を移管すること。六つ目に、教育委員会の組織の変更として、社会教育課に関連する公民館、八雲町民センター、八雲町郷土資料館、町史編さん室を社会教育課に集約し、熊石教育事務所の4係を集約し教育推進係とすること。七つ目に八雲総合病院の組織の変更として、現在の庶務課、施設課、経営企画課、医事課、地域医療連携室の4課1室体制を、施設課と経営企画課の業務を移行することで、庶務課、医事課、地域医療連携課の3課体制にすることとさせていただきます。これにつきましては、議案第16号でご説明申し上げます。

八つ目に、消防本部の組織の変更として、管理課と消防課の2課体制から、庶務課、予防課、警防救急課の3課体制にすることと、係名も、分かりやすく、役割が明確化された名称に変更すること。

以上、8点につきましても、平成31年4月1日から施行しようとするもので、今後、関係規則を改正することで予定してございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第11号八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第11号八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、概要説明の、4ページをご覧ください。この度の改正は、長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、平成30年7月6日に公布され、労働基準法において、時間外労働の上限規制が設けられ、平成31年4月1日から施行されることとなっております。

また、国家公務員においても、時間外勤務命令を行うことができる上限を平成31年4月1日より適用すべく、平成31年2月に人事院規則が改正されました。

このようなことから、この度、総務省より、同様の措置を講じるよう通知があり、当町におきましても、平成31年4月1日より適用すべく、条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正する内容について、ご説明申し上げます。

条例の改正につきましては、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第8条に第3項を新設し、規則委任する規定を追加するものでございます。

規則委任する規則は、「八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」で、内容としましては、時間外勤務の上限時間を、原則1か月については45時間以内、かつ、1年については360時間以内とするが、他律的な業務に従事する職員に対しては、1か月については100時間未満、かつ、1年については720時間以内と設定するものでございます。

この他律的業務とは、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を、自ら決定することが困難な業務としておりますが、具体的には、例えば、予算編成、法制執務、ふるさと納税、確定申告等の業務が挙げられますが、国においては、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等の業務を、例として挙げられております。

また、上限時間の特例として、大規模な災害への対処や、重要な政策に関する条例の立案、その他、重要な業務であって、特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものに従事する職員には、上限時間の規定は適用しないこととするものでございます。

なお、今回の条例改正にあたっては、規則への委任事項としましたのは、総務省から、条例改正参考例の通知があり、それに倣ったものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案書2ページをお開き願います。

第8条第3項は、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、必要な事項は規則で定める旨の規定を、追加しようとするものでございます。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 2番のイに関して、1か月100時間未満、1年720時間以内とい

うことで数字が出ておりますけども。これまでもそうしたことを経てきたのかとは思いますが、国が決めたことだからといって、1か月80時間が過労死ラインだったと思うんです。

で、そういう繁忙期などに、よっぽど周りが配慮していないと職員にも支障をきたすと思いますので、慎重に管理を進めていただきたいと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今言われました過労死の時間というのも80時間という部分もありますし、ここに書かれている様に100時間とか、ああいう部分は過労死の労災認定のラインに時間としてあります。

やはり、基本的には時間外勤務を縮減するということが、それから職員の健康確保、健康に影響を与えないように配慮するということが大事だというふうに思っておりますので。

今後、これに向けた勤務時間の縮減等に取り組んでいかなければならないなという中で、そういった部分を配慮しながらやっていきたいと考えております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 今の条例改正ですけども、私も最近は勤務時間については結構質疑させていただいておりますけども。やはり、今回勤務時間の関係については規則で定めるということが条例で謳われているんですけども。規則も条例もある程度ルールはルールで定めなければいけないんですけども、やはりそれを達成するための行動計画みたいな、そういうことの方が事実上、重要でないかなと思うんですよね。

ルールも実際には現場の人員の配置や仕事量の関係で、なかなかクリア出来ない状況や、その時々事務量の増加というのも近年、本当に国あるいは道からの通知やメールがいっぱい入って来るような状況から、昔とは労働環境が大きく変わってきているわけですから。

その辺の取り組みについてはどのようになさるおつもりでしょうか。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今、千葉委員さんがおっしゃられたとおり、こういうルールを作った限りは、これをきちんとルールを達成しなければならないというところも大事だと思います。

今、話にあったように、業務量というのは依然、減っている状況ではありませんので。先ほど言いましたように時間外縮減というふうな、その取り組みを強化していく中で、その業務量に見合った人員配置がきちんと出来ているのかという検証やら、その課内・係内の業務がきちんと適正に配分されているのかというところ、それからこれをやるにあたって事前メールの徹底というところもやって、今でも事前メールはやっているんですけども、そういうところもきちんとやっていかなければならない。いくつかやっぱり取り組まなき

やならないポイントというのは出てくると思います。そういったところを再度、洗い直した中で取り組みをしていかなければならない。

それから先ほども言いましたように職員の健康面にも配慮していかなければならないというふうに思っています。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） この問題は管理職あるいは若い世代の職員とか、そういう世代間の問題だとか職責の問題ではないと思っております。

最近、メンタルの関係も大変注視していかなければならない課題もありますし、特に性格的に、私みたいにフラットな性格な人は良いんですけども、やっぱり町職員の方を見れば、大変実直な性格の人がたくさんいるような感触をしております。で、まさに町民の公僕として働かなければならないという使命感が一方で町職員の皆さんあるのですね。

やっぱりルールはルールとしてやるんだけど、実際にそこに住民がいたり、仕事があったり、責任があったりということになれば、それを果たさなきゃならないという使命感の方が多くなって時間外をしなければならぬという、また自分なりにするんだという意識が個々の職員の多くあると思いますので。

やっぱりその辺は管理職、あるいは一般の職員、あるいは技術職、そういう職種あるいは責務に関係なく配慮しながら進めていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですか。はい。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 議案第 12 号八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 12 号八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書

3 ページをお願いいたします。

各市町村内に設置している学童保育所の運営基準は、この度改正をお願いする本条例に定められており、この条例は厚生労働省令で定める基準に準じて策定されております。

改正する理由は、主たる法律である学校教育法において、大学制度に新たに高等教育機関となる専門職大学が創設されたことに伴い、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、学童保育所の支援員となれる資格要件に、新たに当該専門職大学の修了者が追加されたため、これにあわせ条例を改正するものであります。

改正する内容といたしましては、第 10 条第 3 項第 5 号の規定に括弧書きとして当該学科、または当該過程を納めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了したものを含む旨の規定を追加するものであります。

なお、この理由は学校教育法において創設された専門職大学の前期課程の修了者については、短期大学の卒業者と同等の資格を有する取り扱いとされたことから、学童保育所の支援員となれる資格要件にも当該規定が追加されたものであります。

最後に附則といたしまして、この条例の施行日を平成 31 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第 12 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6 議案第 14 号八雲町設備投資促進条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） それでは、議案第 14 号八雲町設備投資促進条例につ

いてご説明いたします。議案書 7 ページと概要説明 6 ページ、別紙 3 八雲町設備投資促進条例の概要をお開きください。概要説明 6 ページ、別紙 3 に沿って説明させていただきます。

当町では、平成 18 年度に旧八雲町、旧熊石町の工場誘致、企業誘致、振興促進条例を一本化し、八雲町企業立地促進条例、平成 18 年度条例第 69 号を制定しております。

この条例の支援内容は、資料中段、参考のとおりであり、支援の主旨としては、町外からの工場等の誘致に対する支援を重視することと、その工場立地の視点から雇用支援をするものでありますが、平成 30 年 2 月末現在、活用実績はない状況にあることから、昨今の時代の変化などを勘案し、当町における企業の立地や設備投資を促進する新たな手立ての 1 つとして、現行の八雲町企業立地促進条例を廃止し、新たに八雲町設備投資促進条例を制定するものであります。

条例の主な内容であります。はじめに、町内外区分を撤廃した支援につきましては、これまでは町外企業の工場立地の視点でありましたが、設備投資を促進し、地域経済、産業の活性化を図るうえでは、あえて町内・外という制限を設定する必要性がないと考えますと共に、むしろ町内企業においても積極的な設備投資による生産性の向上や、新分野への挑戦に取り組んでいただきたく、町内・外を問わず、設備投資という行為に対して支援する制度としております。

次に、対象施設の範囲の拡大につきましては、時代の変化と共に再生可能エネルギー発電設備という新しいカテゴリーに属する設備が台頭しており、当町においても再生可能エネルギーの導入による持続可能なまちづくりを重点政策としていることから、商業用発電設備のみならず、事業用、自家発電設備も含めて、再生可能エネルギー関連設備を対象範囲に追加しております。

次に、支援規模の拡大につきましては、これまでは固定資産税相当額、上限は 2,000 万円、3 年間の補助であったものを拡大し、固定資産税相当額の 20% を限度として 4 年間の奨励金交付という支援規模としております。

ただし、既にある他の制度、例えば過疎法等による税に関する特例措置などが適用される場合は、他の制度の特例措置を優先的に適用することとしております。

具体的なイメージといたしましては、過疎法による特例措置が適用となる場合は、過疎法による特例を 3 年間適用した後に、この条例の支援期間である 4 年間から、同法の特例措置適用分 3 年を差し引いた残りである 1 年分についてこの条例でプラスして支援するものであります。

最後に、新たな審査の仕組みの導入につきましては、これまでの支援策は、担当であります商工観光労政課における審査であったものから、本条例に関しましては、庁内関係各課による横断的な審査とするとともに、必要に応じて専門家、例えば経営支援や金銭的支援に精通している金融機関や公的な支援機関などの意見を必要に応じて聴取することとしており、これにより、関係者間の情報共有を図るとともに、事業計画の妥当性などを幅広く検証したうえで認定することを目指しております。

施行日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日からとしております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 7 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 議案第 15 号八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第 15 号八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書 13 ページをお願いいたします。

本件は、学校教育法の改正に伴い、専門 職業人の養成を目的とする新たな教育機関として、専門職大学等の制度が創設され、専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学の卒業者に相当することになったことから、本条例で規定しております、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程修了者について、追加規定しようとするほか、技術士法施行規則の改正に伴う、技術士試験の選択科目見直しにより、布設工事監督者の資格要件について改正しようとするものであります。

条文の改正内容ですが、第 3 条に規定する布設工事監督者は、水道施設の布設工事に関する技術上の監督業務を行う者であります。この資格要件を定めております第 1 項第 3 号では、専門職大学の前期課程修了者についても資格要件を満たすよう、短期大学の次にカッコ書きとして、同法による専門職大学の前期課程を含む。とし、専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後の次に、同じくカッコ書きとして、同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。とそれぞれ追加規定するものであります。

第8号は、技術士試験の選択科目見直しに伴い、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることから、水道環境を削除するものであります。

第4条に規定する水道技術管理者は、水道施設等の管理について技術上の業務を担当する者であります。14ページから15ページになりますが、この資格要件を定めております。第1項第2号及び第4号並びに第5号についても、それぞれカッコ書きにより、専門職大学の前期課程修了者が資格要件を満たすよう、追加規定しようとするものであります。

15ページになりますが、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

また、経過措置として、本条例の施行前に行われた第3条第8号に規定する技術士試験において、上下水道部門に係るものに合格した者で水道環境を選択したものは、改正後の上水道及び工業用水道を選択したものとみなすものであります。

以上で、議案第15号八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第16号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第16号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（福原光一君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（福原光一君） 議案第16号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書16ページでございます。

この度の改正は、第5条（組織）の改正で、組織のスリム化を図り、より効果的、効率的に事務事業を進めるため、現行の事務局体制である庶務課、施設課、経営企画課、医事

課、地域医療連携室の4課1室から、庶務課、医事課、地域医療連携課の3課に改正しようとするものであります。

庶務課は施設課を統合して、現行の庶務係及び経理係のほかに、施設課に設置している施設管理係、情報システム係を加えるものであります。

さらに、経営企画課の分掌事項である、総合的な計画、調査及び企画に関する業務が加わるものであります。

医事課は、現行の医事係及び診療支援係のほかに、経営企画課で担っている診療に係る調査及び分析を業務とする医療経営係を新設しようとするものであります。

地域医療連携課は、病院と診療所との連携、保健と福祉との連携を深める業務を担い、将来的には地域医療を支えていくうえで重要な課と位置付けていることから、地域医療連携室を課に昇格しようとするものであります。

現行の地域医療連携係には、経営企画課で担っている病院の広報に関する業務を加え、さらに、退院支援に関する業務を担う在宅・入退院支援係を新設しようとするものです。

このことから、施設課及び経営企画課を廃し、各係の業務又は事務は3課が担うものであります。

改正の内容につきましては、第5条 第1号 イ事務局において、経営企画課及び施設課を廃し、(ウ)を地域医療連携課に改めるものであります。

附則につきましては、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第17号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第17号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（竹内友身君） 議案第 17 号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書 17 ページをお願いいたします。

野田生会館の指定管理者につきましては、現在、野田生会館運営委員会が管理運営しているところでございますが、平成 31 年 3 月 31 日をもって当該運営委員会を解散したいと、指定取消しの申し出があったため、新たに指定管理者を指定する必要があることから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであり、指定管理者の候補者につきましては、2 月 4 日開催の八雲町公の施設に係る指定管理者選定委員会において選定したものでございます。

野田生会館の指定管理者として指定する者は、八雲町野田生 237 番地 1、野田生中央町内会会長、豆澤俊明さんで、指定する期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間とし、他の地域会館の周期と同様の設定とさせていただきます。

以上、議案第 17 号指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 18 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 18 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

（黒島副議長 退場）

○議長（能登谷正人君） 提出者の説明を求めます。

○産業課長（田村春夫君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（田村春夫君） 議案第 18 号指定管理者の指定について、ご説明いたします。議案書 18 ページでございます。

現在、八雲町ひらたない温泉あわびの湯の指定管理については、株式会社 温泉ホテル八雲遊楽亭が行っておりますが、本年 3 月 31 日で指定管理期間が満了となることから、去る 2 月 4 日に開催した指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者として決定い

たした株式会社 温泉ホテル八雲遊楽亭を、引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、八雲町ひらたない温泉あわびの湯でございます。

2、指定管理者として指定する者は、八雲町浜松 152 番地、株式会社 温泉ホテル八雲遊楽亭、代表取締役 黒島竹満氏であります。

3、指定する期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まででございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 18 号指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

（黒島副議長 入場）

◎ 日程第 11 議案第 24 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 24 号平成 31 年度八雲町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 24 号平成 31 年度八雲町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。別冊議案書 1 ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 572 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 140 億 3,972 万 5,000 円にしようとするものであり、地域公共交通網形成計画策定事業の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。議案書 5 ページ下段であ

ります。

2款総務費 1項総務管理費 2目企画調査費 572万5,000円の追加は、先のとおり、地域公共交通網形成計画策定事業であります。本業務は、現行の公共交通機関の空白地域、並びに新たに必要とされるであろう区域間、拠点間の交通手段の確保・対応へ向けた調査及び計画策定の事業であります。

策定にあたっては、関係機関、交通サービス提供事業者、住民代表による協議会を設置し、現行の公共交通機関の利用状況の調査・課題を整理しつつ、住民へのニーズ調査、意見交換会を実施し、調整しようとするものであり、実務にあたっては、識見のある業者と共に進めようとするもので、必要とする経費、すなわち追加する予算の内訳は、節説明欄記載のとおりであります。

財源については、国の補助金について申請していたところ、2月28日付で内示を受けましたので、委託業者と共に十分な期間をとり、計画策定に当たりたく、このほど予算の追加をお願いする次第であります。

以上、補正する歳出の合計は572万5,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書同ページ上段であります。15款国庫支出金 2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金 201万6,000円の追加は、国の地域公共交通調査事業等補助金で、先に説明いたしました内示額であります。

20款 1項 1目繰越金 370万9,000円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の572万5,000円の追加であります。

以上で議案第24号平成31年度八雲町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時16分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第 12 同意第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 同意第 1 号八雲町教育委員会教育長の任命に関し、同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 1 号八雲町教育委員会教育長の任命に関し、同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現教育長でございます田中了治氏の任期が、平成 31 年 3 月 31 日をもって満了となりますことから、再度、同氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、議案書に記載のとおり、八雲町末広町 8 番地 1 に在住で、昭和 24 年 10 月 14 日生まれの 69 歳であります。

同氏は平成 28 年 4 月 1 日から現在まで教育長を勤められ、教育行政に関する識見が高く、公正な立場で大局的な判断をなし得る方で、教育長として適任でありますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本案については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町末広町 8 番地 1 田中 了治さんを、八雲町教育委員会教育長として同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、田中 了治さんを、八雲町教育委員会教育長として同意することに、決定いたしました。

田中教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 貴重なお時間をいただき、感謝を申し上げます。

ただ今、再び教育長としてのご同意をいただき、身に余る光栄でありますと共に、さらなる重責に身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

この3年間、私の描いた教育行政に実現に向けた精一杯の努力と、現場主義を貫き、地道な活動を継続してまいりました。

この間、熊石地域の小中学校の統合をはじめ、全中学校区での小中一貫教育、コミュニティースクールの実現、学力及び体力向上策の具体的な提示と実践化に向けた取り組みのほか、「渡島の教育は二海から」をスローガンとして、まさに渡島を牽引する教育の推進に力を注いでまいりました。

また、社会教育、体育、スポーツにおきましては、町民のニーズを重視しながらも、町民自らが主体的に活動し、日々の豊かな生活に還元できるよう、努めてまいりました。

これらの取り組みの成果はほんの微々たるものでありますが、無事務めてこられましたのは、議員各位の常に建設的なご意見やご指導の賜物でありますと共に、町民からの熱い期待をいただいた結果と、改めて感謝を申し上げます。

時代は急速に変化を遂げております。この変化にも主体的に対応できる教育の推進が求められている中、学校教育にあっては、常に児童生徒を中核に据えた教育がブレることの無いように、また社会教育にあっては、町民の多様なニーズに対応した生涯学習の推進に努めてまいりたいと考えております。

改めて初心に戻り、努力する決意でありますことを表明し、引き続き議員各位の温かいご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

◎ 日程第13 同意第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 同意第2号八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第2号八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、教育委員として活躍いただいた藤内智子氏が一身上の都合により、平成31年2月28日をもって退任されたことから、その後任について議会の同意を求めるものであります。

後任として任命したい方は、議案書に記載のとおり、八雲町富士見町126番地19にお住いの福田浩子氏で、昭和35年4月27日生まれの58歳であります。

昭和58年3月札幌学院大学英米文学科をご卒業後、民間企業に就職し、その後、昭和62年5月からはご主人と共に自営業に従事され、平成18年3月からは北海道新聞社いきいき通信員に就任、平成29年1月から同社八雲地区通信員として地域の社会、文化の振興発展に寄与されております。

また、同氏は八雲高等学校教育振興会理事、八雲町町民自治推進委員会委員などの要職

に就かれております。

教育に関する識見が高く、公正な立場で大局的判断をなし得る方であり、また温厚にして誠実なお人柄でございまして、教育委員として適任でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条 第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いする次第でございます。

なお、任期につきましては、藤内氏の在任期間である平成34年11月17日までとなります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本案については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町富士見町126番地19、福田浩子さんを八雲町教育委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、福田浩子さんを八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第14 諮問1号

○議長（能登谷正人君） 日程第14 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現人権擁護委員である下里晃氏の任期が、平成31年6月30日をもって満了となりますことから、後任者の推薦について、再度同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条 第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

同氏は、平成28年7月から、人権擁護委員を務め、積極的に活動され、人格・識見共に高く、広く社会の実情に通じた方であります。

したがって、同氏を人権擁護委員の適任者として再度推薦をいたしたく存じますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本件については、質疑・討論を省略し、直

ちに採決いたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり適任と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、下里晃さんを、人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第15 諮問第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第15 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現人権擁護委員である玉館正幸氏の任期が平成31年6月30日をもって満了となりますことから、後任者の推薦について、再度同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

同氏は、平成28年7月から人権擁護委員を務め、積極的に活動され、人格・識見共に高く、広く社会の実情に通じた方であります。

従いまして、同氏を人権擁護委員の適任者として再度推薦をいたしたく存じますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) お諮りいたします。本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり適任と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、玉館正幸さんを、人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 16 諮問第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現人権擁護委員である川村裕子氏の任期が平成 31 年 6 月 30 日をもって満了となりますことから、後任者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条 第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

川村委員におかれましては、平成 28 年 7 月から 3 年間人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、今任期をもって退任されることから、新たな後任者を推薦しようとするものであり、後任として推薦する方は、議案書記載のとおり、八雲町落部 332 番地にお住いの五十嵐力氏で、昭和 34 年 4 月 21 日生まれの 59 歳であります。

同氏は、昭和 57 年 3 月國學院大學文学部を卒業後、落部八幡宮の宮司として現在も勤められております。

同氏は、人格円満にして人望厚く、広く社会の実情に通じた方であります。

従いまして、同氏を人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく存じますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり適任と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、五十嵐力さんを、人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 17 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書82ページになります。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。83ページになります。

損害賠償額の決定についての専決処分の内容でございますが、本件は、平成30年10月6日、八雲町春日の町道賀呂川線において、縦断側溝上のグレーチング蓋が跳ね上がり、走行中の貨物自動車の車両後部に接触し損害を与えたことについて、国家賠償法第2条第1項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は20万8,440円で、損害賠償の相手は東京都中央区銀座2丁目16-10 ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 長尾裕さんであります。

昨年10月に損傷しましたが、損傷した貨物車が特殊車両のために代替車がなかったことと、走行に直接支障がなかったことから、先方の都合により修理が2月となったものでございます。

また、事故の原因ですが、横断トラフではなく、道路に並行して縦断的に設置されているトラフにグレーチング蓋がかかっておりましたが、グレーチングとグレーチングの間が15センチほど空いていた部分に車両が走行したため、グレーチング端に荷重がかかり、車輪が跳ね上げたものでございます。跳ね上がったグレーチングが後部バンパー付近に当たり、損傷したものでございます。

今後は、パトロールは勿論、作業時などにもグレーチングの蓋があるところにつきましては、十分注意点検し、グレーチング同士の間が空いている箇所につきましては、グレーチングですとか、木の部材を切断し、あてがうなどして、グレーチングの間に隙間が出来ないようにし、跳ね上がりを防止する措置をするよう指示いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告第1号専決処分の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第18 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会中間報告

○議長（能登谷正人君） 日程第18 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会中間報告を議題といたします。

本件につきましては、平成30年9月14日 第3回定例会において特別委員会が設置され、調査が終了するまで、閉会中の継続調査の付託がされているものでありますが、この

ほど、中間報告がなされたものであります。

報告書は、お手元に配付のとおりであります。

委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○役場庁舎等整備調査特別委員会委員長（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤委員長。

○役場庁舎等整備調査特別委員会委員長（三澤公雄君） 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会の経過について、中間報告をさせていただきます。

本特別委員会は、役場庁舎等の整備検討にあたっての諸課題の把握に努め、町民の利便性の向上、効率的な行政運営、防災拠点機能の確保など、必要な事項について調査を行い、町民の安全を守り、より良い町民サービスの提供を推進することを目的に、昨年9月14日に設置いたしました。議長を除く全議員で構成され、委員長に私が、副委員長に大久保建一委員が選出されました。

特別委員会では、今後、人口が確実に減少していく中で、これからの庁舎等にどのような機能が必要なのか、視察調査を実施して情報を収集し、また、議会報告会において町民の声を聴き、町が基本構想等の策定作業に着手する前に、町民の代表機関としての「思い」を提言として提出することを第一目標に設定いたしました。

昨年9月の特別委員会の設置から本年3月までを重点活動期間とし、本日まで会議を9回、視察調査を3箇所、また、議会報告会も開催し、提言事項の検討を行ってまいりました。

現段階では整備場所等については具体的に決定していないものの、提言事項の検討において、特別委員会として、そのイメージや方向性を統一化すること、これは、整備場所を一定程度想定したうえでの役場庁舎等の必要な機能について議論することですが、そのことを全委員で確認し、そのうえで庁舎等の必要な機能について議論を行ってまいりました。

イメージや方向性を統一化することに関しましては、全委員で確認を行った際、少数意見がありましたので、報告書にも記載しておりますが、その内容について、特に申し述べさせていただきます。

1、視察調査は行ったが、想定されている国立病院機構八雲病院に関する内容について調査が足りていないこと。2、町民の意向調査を行っていないこと。3、財源として合併特例債を活用できる最終期限までまだ期間があるので、整備場所を複数想定し、町民に対して提示したほうがよいこと。

以上の理由から、整備場所を一定程度想定したうえで役場庁舎等の必要な機能について議論することに関し、反対するという少数意見がございました。

特別委員会では、これまでの調査、検討の結果から、提言事項の整理を行い、3月5日に町長に対し、第一目標である「提言書」の提出を行ったところでございます。

掻い摘んで報告いたしましたでしたが、詳細については、中間報告書に記載のとおりでございます。

今後の取り組みとしましては、来年度から基本構想等の策定に着手する予定であります

ので、引き続き慎重に調査、検討を行い、特に、提言書として提出した事項について検証していくことを申し上げまして、本特別委員会の中間報告といたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会中間報告については、これをもって報告済みとすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会中間報告については、これをもって報告済みといたします。

◎ 日程第 19 発委第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 発委第 1 号八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 発委第 1 号八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案説明をいたします。

この度の改正は、平成 31 年 4 月 1 日に行われる町の組織機構の変更に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、発委第 1 号の別紙をご覧ください。改正の内容は、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項を定めている第 2 条 第 1 号イにおいて、企画振興課を政策推進課に改めるものでございます。

附則として、この条例の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ただ今、議運の委員長より説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 20 発委第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 発委第 2 号八雲町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 発委第 2 号八雲町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提出者を代表し提案説明をいたします。

この度の改正は、個人情報保護の観点から、傍聴手続きに関する条項の一部を改正しようとするものでございます。それでは、発委第 2 号の別紙をご覧ください。

改正の内容は、傍聴の手続きについて定めている第 4 条において、傍聴の際に住所氏名を一覧で記入する傍聴人受付簿を、1 枚の様式に個人毎に住所氏名を記入する傍聴人受付表に改めるものでございます。

附則として、この規則の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ただ今、説明がございました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。ちょっとお昼に時間がありますけれども、議事運営上、ここでお昼休みの休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） それでは、そのようにいたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第 21 号 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 号 発議第 1 号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

政府は 2019 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円に増大させ、その実績を基に、新たに 2030 年に 5 兆円の実現を目指す目標を掲げている。

記 1、市場情報の一元的な把握、集約、提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化や生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援、輸出先国の検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を行うこと。

2、共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進・新規技術開発等により、効率的で低コストな物流体制の構築を図ること。

3、動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた輸出環境の整備を行うとともに、生産・加工集荷拠点、物流拠点、海外拠点、におけるハード面でのインフラ整備や、制度・手続面の整備・改善など輸出サポート体制の整備等、ソフト面でのインフラ整備を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） この意見書に反対の立場で発言をいたします。

この意見書は、農林水産物の輸出を推進しようとしている政策を後押しするものです。政府は、日本の農林水産物輸出額が目標の 1 兆円も間近だと強調し、輸出が農林水産振興策の決め手になるかのような幻想を振りまいています。

しかし、日本の輸入額が輸出の 10 倍もあるにも関わらず、農産物輸入がさらに増える TPP、EPA を推進しようとしています。

今年、国連が呼び掛けた、家族農業の10年がスタートの年です。これは輸出延長や大規模化、企業的農業を推進してきた世界の農政が家族農業の危機を広げ、貧困や格差、飢餓を拡大し、地球環境を悪化させてきたことへの反省から、家族農業、小規模農業の役割を重視し、各国が支援しようと位置付けられたものです。

今求められているものは、輸出強化ではなく、国連の呼びかけを真摯に受け止め、農業・農村の危機的事態を打開するために、家族農業を中心に農山村の再生、食料自給率向上に踏み出す必要があります。

これをもって、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんね。

討論終結と認めます。これより直ちに本案を採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第22 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第22 発議第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 発議第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書について提案説明をいたします。

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

記1、医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

2、保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。

3、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分

配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） ただ今の意見書案に反対の立場で討論いたします。

この意見書案は、今後、厚生労働省が推進しようとしている施策を応援するものであり、反対です。意見書案前段4行に書いているような理由で新設されましたが、妊娠中の女性への診療を評価する妊婦加算に対して、少子高齢化に逆行するなどと批判が上がりました。

我が議会でも三澤議員が反対し、総合病院の産婦人科での加算を取りやめしたという経緯もございました。

厚生労働省が今年1月1日から窓口負担を、そうした批判も受けて凍結したものの、同省は2020年度に予定されている次の診療報酬改定に間に合うように対応を検討する方針を示しています。

そのために早速、第1回妊産婦に対する保健医療体制のあり方に関する検討会を平成31年2月15日に開催し、窓口負担の準備を行っているということでもあります。

凍結から、この妊婦加算を復活させることは許されません。

以上で反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。これより直ちに本案を採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 3 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23 発議第 3 号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 発議第 3 号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書案について、提出者を代表して提案説明をいたします。

総務省調査によると、2017 年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤等職員は、延べ 6.3 万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっている。

については、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記 1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

以上、提案説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 4 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 24 発議第 4 号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 4 号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間 646 万トンと推計されており、これは国連の世界食糧計画が発展途上国に食糧を援助する量の約 2 倍に上る。政府は、国連の持続可能な開発目標に沿い、家庭での食品ロスの量を 2030 年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意欲啓発は、いまや必要不可欠である。

記 1、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。

2、商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

3、賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 発議第 5 号消費税の 10%への引き上げ断念を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 5 号消費税率の 10%への引き上げ断念を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

2014 年 4 月から実施された消費税率 5%から 8%への引き上げは、消費を大きく後退させ、今も深刻な不況が続いています。さらに、10%増税を強行すれば暮らしの悪化だけで

なく経済そのものが壊滅的打撃を受けることは明らかであります。

政府が十二分だ、という増税対策も、食料品などの税率据え置きや複税率導入や、キャッシュレス決済の場合のポイント還元、効果が疑わしいプレミアム付き商品券など、制度を複雑にし、国民の暮らしや営業の各分野で混乱を拡大する愚策ばかりであります。

よって、政府には、低所得者ほど負担が重く、経済を冷え込ませ、国民の暮らしと日本経済を破壊させる増税であり、加えて増税判断まで覆った以上、引き上げをキツパリと断念することを強く求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第 26 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 発議第 6 号国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第 6 号国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

国保制度がスタートした 1960 年代、国保に加入する世帯主の 4 割が農林水産業、3 割が自営業でしたが、現在は、年金生活者など無職が 4 割、非正規労働者などの被用者が 3 割になっています。国保加入世帯の平均所得では、1990 年代前半の 270 万円をピークに下がりに続き、いまや 139 万円にまで落ち込んでいます。

制度スタート当初、政府は無職者が加入し、保険料に事業主負担がない国保を、保険制度として維持するには相当額の国庫負担が必要としていました。ところが、1984 年に定率

国庫負担割合の切り下げを行い、国保財政における国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代の50%から、20.3%にまで下がっています。

国保に対する国の責任の低下と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保税の高騰が続き、支払い能力の限界を超えています。

国保税が協会健保などと比べて、著しく高額になる大きな要因は、国保にしかない均等割、平等割という国保税の算定方法にあります。

家族に子どもが増えると負担が重くなるこの仕組みは、子どもの貧困解消や子育てに関する様々な負担軽減策を進めている自治体の努力に水をさすものであり、少子高齢化問題にも逆行していると言わざるを得ません。

よって、子育て支援の観点から、国保税の算定にかかわる子どもの均等割は即刻廃止することを国に強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第27 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第27 発議第7号カジノを含む統合リゾート（IR）を誘致しないことを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第7号カジノを含む統合リゾートを誘致しないことを求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

カジノを含む統合リゾート推進法については、ギャンブル依存症や多重債務者の増加、

生活崩壊や治安悪化が懸念されています。

カジノ誘致は都道府県議会が整備計画を承認し、知事が申請する必要がありますが、道が開催している地域説明会では、住民の納得が得られず、厳しい批判の声があがっています。

よって、北海道は、カジノを含む統合リゾートを誘致しないよう知事に強く求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第 28 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 28 発議第 8 号教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第 8 号教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

中央教育審議会は1月25日、教員の長時間労働の是正に向けた答申を決定し、文部科学省に提出しました。不要不急な業務の削減などが盛り込まれましたが、長時間労働解消に必要な教職員増は盛り込まれませんでした。予算を伴う抜本策は先送りされた形です。

教職員増なしに、現在の長時間労働を是正するのは無理です。

よって、国には、定数改善を行うことを柱に、非正規教員の正規化と待遇改善、学校閉庁時の教職員の休暇や自主研修の権利を保障するよう強く要望します。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第 1 回定例会が閉会するにあたり、議員皆様に対し、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本定例会は 3 月 11 日を初日として本日までの 9 日間の会期となりましたが、議員皆様には終始熱心なご議論と、慎重なご審議をいただき、敬意と感謝を申し上げるところでございます。

新年度一般会計を始めとする各会計予算、平成 30 年度各会計補正予算や関連議案、そして追加提案の人事案件等を加え、提出いたしました議案等の件数は 31 件を数えました。

新年度一般会計、特別会計及び企業会計を含めた予算総額は 286 億円あまりの規模となりました。

特に私にとって、第2期総合計画に沿った町長2期目にあたって政策実現に向けた予算案でありました。

特に新年度予算は、八雲町の第1産業であります、酪農を守るため、酪農に従事する人材の育成を目的とした研修牧場の建設に向けて取り組みを進めてまいります。

また、熊石地域に本年1月22日北海道大学大学院水産科学研究院と連携協定を締結後にオープンしました、水産試験研究棟は、新年度から本格的な共同研究を進めてまいります。海藻ダルスの試験栽培に期待をしながら同時に企業と連携して製品開発にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

少子高齢化人口減少に、少しでも歯止めをかけるための子育て支援策として、平成30年度から進めております、学校給食費無料化と保育料の軽減に続き平成31年8月からは高校生までの医療費の無料化を実施して、少しでも若者の定住を進めてまいりたいと考えております。

この間、一般質問や議案等の審議を通していただきました、議員皆様からの貴重なご意見やご提言等につきましては、真摯に受け止め、新年度の予算執行並びに、今後の町政運営に活かしてまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

予算特別委員会、正副委員長の責務を勤めていただきました、斎藤議員、赤井議員には、そのご尽力と、ご配慮に心から感謝を申し上げます。

議決をいただきました、各会計の新年度予算は、向こう1年間の行政を推進するための経費を具現化したものではありませんが、今後、国の施策や補助金等の関係から、年度途中において対応しなければならないものも出てくると予想されています。

その際には追加補正の形で予算措置をお願いすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

町内で進められております北海道新幹線トンネル建設工事は9か所全部が発注済みとなっております。

しかしながら、国の基準を超える重金属を含む対策土と言われる採掘土砂の処分地に変苦慮しているところであります。

町といたしましても、これまでも鉄道・運輸機構と連携を取って、整備促進の観点から調整しておりますが、予算審議の中で申し上げましたが、地域から様々な意見をいただき、候補地を考え直すこととしたため、次の候補地を探しているところでございます。

今後、議員の皆様にご相談を申し上げながら対応してまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

北渡島檜山地域センター病院としての八雲総合病院は、内科医師の確保に大変苦慮しています。町民の皆様には多大なるご不便とご心配をおかけしていますとともに、お詫びを申し上げます。

4月以降においても、内科医師5人の確保に向け、引き続き北大病院を始めとする、道内医療大学と連携を図りながら努力してまいります。

町民はもとより、近隣地域からも信頼される医療機関として、診療体制の整備にも努め、

その役割を果たしていけるよう取り組んでまいります。

さて、今月 23 日に開幕する春の選抜高校野球大会には、昨秋の明治神宮大会へ初出場で初優勝を果たした札幌大谷高校が初出場いたします。

当町として、域学連携を結んでいる札幌大谷大学を運営する、学校法人札幌大谷学園と同列学校でありますので、皆様の応援をよろしくお願いいたします。

この冬は厳しい寒さが長く居座り、2月8日から2月14日まで北海道全体が冷凍庫に包まれたような真冬日が7日間続きました。

その後は、ほとんど降雪がなく、穏やかな天候が続き、3月に入って雪融けが一気に進んでおり、春の訪れが速まっている様に感じております。

ともあれ、平成30年度、31年度以降も議員皆様、町民皆様のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していかなくてはなりません。

向こう1年、職員等共々、更なる努力を傾注してまいり所存でございます。

どうぞ、議員各位におかれましても、ご健康に充分ご留意下さり、引き続き町民の幸せと、町発展にご尽力されますこと、お願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも平成31年第1回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は、例年になく雪が少なく、2月後半から暖かい日が続いておりましたので、春の気配が日一日と濃くなってきたと感じております。

近年、暴風雪、豪雨、地震と、自然災害が頻繁に発生しておりますので、平成31年はどうか穏やかな一年であることをお祈りしておりましたが、2月21日に道央を中心に強い地震が発生し、厚真町で震度6弱の大きな揺れを観測いたしました。

胆振東部地震の被災地では、今もなお仮設住宅などでの仮住まいを強いられております。一日も早く元の生活に戻られるよう、早い復興を願ってやまないところでございます。

また、噴火湾ホタテ養殖におけるホタテガイの大量へい死が大きな問題となっており、養殖漁業の経営のみならず、地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

専門機関が原因解明のための調査を行っておりますが、八雲町議会といたしましても、微力ながら、可能な限りの支援に向けた活動を進めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、去る3月11日から本日まで、9日間にわたり、6人の議員による一般質問は活発に行われ、また、平成31年度予算案をはじめとする各議案の審議をいただきましたが、本日、ここにすべての議事が終了いたしました。

無事に閉会の運びとなりましたのは、予算特別委員会正副委員長及び議員各位、並びに町理事者と関係職員の皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。

町長をはじめ、理事者各位におかれましては、本定例会において成立をみました各議案の執行にあたり、適切なる運用をもって進められ、八雲町の発展と町民の幸せのため、一層のご尽力をされますようお願い申し上げます。

また、本定例会及び予算特別委員会において、議員各位から述べられました意見、提言等を十分尊重し、今後の行政運営に反映されますよう望むものであります。

平成31年度は、第2期八雲町総合計画がスタートして2年目を迎え、道南初の研修牧場施設の整備や、庁舎等の整備など、大型事業が計画されております。

人口減少や少子高齢化に伴う様々な課題が待ち受けておりますが、町民が夢と希望を持って、いつまでも安心して暮らせる町となるよう、議会としても行政とともに計画推進に努めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、今年度で退職を迎えられる職員の皆様におかれましては、長年にわたり八雲町の発展のためにご尽力された多大なるご功績に、改めて敬意を表する次第でございます。

これから年度末を迎え、議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に十分注意され、町民の福祉向上のため、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。大変ご苦勞様でした。終わります。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） 本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、平成31年第1回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1時44分]